

## 厚生年金基金解散時の残余財産 分配方法について

対象先	DB年金	厚生年金	DC	退職金	その他
	内容	法令通知	財政運営	資産運用	会計基準
					その他

### ポイント

- 標記につき、平成26年7月22日付で厚生労働省から「厚生年金基金の設立要件について（平成元年三月二十九日企年発第二三号・年数発第四号）」の改正案に関するパブリックコメント結果※1が公示されました。同日付で通知が発出され即日適用されましたので、ご案内致します。
- 今回の通知改正により、厚生年金基金解散時の残余財産の分配方法について、従来の「最低積立基準額」を基準とする方法以外の方法※2をとることが可能となりました。その手続きとして「あらかじめ年金受給者、受給待期脱退者及び加入員に対して十分な説明を行うこと」が必要であることが明確化されました。
- 詳細は次ページをご参照ください。

※1 [パブリックコメント結果](#)（厚生労働省HP）

※2 最低積立基準額を基準とする方法以外の方法は具体的に明示されていない。

## 厚生年金基金解散時の残余財産の分配方法

- ✓ 残余財産の分配方法は次に定める方法であること

なお、基金の実情により、これ以外の方法によることとする場合には、あらかじめ年金受給者、受給待期脱退者及び加入員に対して十分な説明を行うこと

1. 「残余財産の額」 $\geq$ 「上乗せ部分の最低積立基準額に相当する額」の場合  
以下①および②を個人毎に分配

①解散日に基金が年金給付の支給に関する義務を負っていた者に係る  
「上乗せ部分の最低積立基準額に相当する額」

②「残余財産の額」から「上乗せ部分の最低積立基準額に相当する額」を  
控除した額を基金の規約に定める公平かつ合理的な基準により按分  
した額

2. 「残余財産の額」 $<$ 「上乗せ部分の最低積立基準額に相当する額」の場合  
以下①を個人毎に分配

①「残余財産の額」を解散日に基金が年金給付の支給に関する義務を  
負っていた者に係る「上乗せ部分の最低積立基準額に相当する額」で  
按分した額

ただし、受給権者の「上乗せ部分の最低積立基準額に相当する額」および  
加入員の「本人拠出に基づく給付の現価相当額」は、優先的に分配可能

今回追加

従来から変更なし

## 規約変更の認可申請手続きにおける留意事項

- ✓ 「十分な説明」について、方法を特定するものではないが、全ての関係者に当該規約変更を行う理由や影響等も含めて内容が周知されており、基金の中で十分な合意形成が図られていることが必要
- ✓ 規約変更の認可申請の際に、分配方法変更の理由及び関係者への説明を行ったことがわかる資料(例えば関係者への案内資料や説明会の開催日程など)の添付が必要
- ✓ 残余財産分配方法の変更は給付減額に該当せず、加入員や受給権者からの同意取得は不要(ただし、規約変更に係る代議員会の議決は必要)

## ご参考

- ✓ 基金分割の際も、年金資産の分割方法については通知「厚生年金基金の分割に伴う資産の分割について」に定める方法を原則とするが、残余財産の分配と同様に、基金内で決定した方法とすることも可能
- ✓ 確定給付企業年金における解散時の残余財産分配方法は改正せず

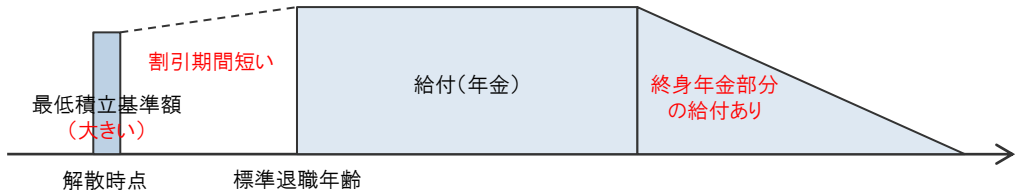
## 残余財産の分配方法変更案の例

### ✓ 最低積立基準額の特性(問題点)

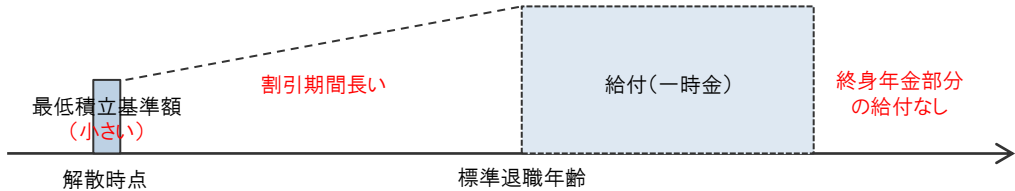
- ・若年齢者ほど割引期間が長くなるため、最低積立基準額が小さくなる
- ・加算部分について、年金受給資格者は終身年金部分の給付を有する分、一時金受給資格者に比べて最低積立基準額が大きくなる

<イメージ>

(高年齢の年金受給資格者)



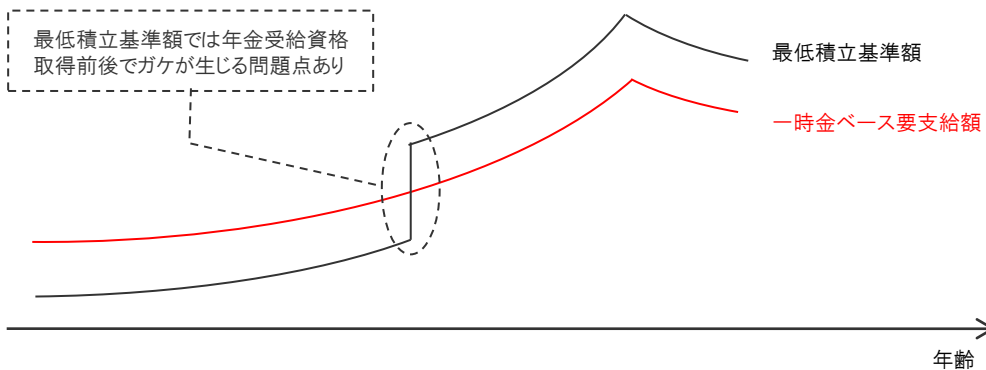
(若年齢の一時金受給資格者)



### ✓ 加入員・受給権者のニーズ

- ・分配額を要支給額カーブに近似させたい

<イメージ>



### ✓ 分配方法変更案の例

(例1) 加算部分の一時金ベース要支給額の比を基準とする

(例2) キャッシュバランスプラン制度における仮想個人勘定残高の比を基準とする